

愛知県高等学校視聴覚教育研究協議会規約

第1章 総則

【名称】

第1条 この会は愛知県高等学校視聴覚教育研究協議会という。

【組織】

第2条 この会は愛知県内の高等学校、特別支援学校およびの視聴覚教育研究団体で組織する。

【本部・事務局】

第3条 この会の本部は会長在任校におき、事務局は事務局長在任校におく。

第2章 目的及び事業

【目的】

第4条 この会は視聴覚教育の研究推進ならびに普及進展をはかることを目的とする。

【事業】

第5条 この会は前条の目的を達成するため、つぎの事業を行う。

1. 学校および加盟団体相互の連絡協力。
2. 視聴覚教育の研究および研究会、講演会等の開催。
3. NHK杯全国高校放送コンテスト愛知県大会の開催。
4. その他、目的を達成するために必要な事業。

第3章 役員

【役員】

第6条 この会につぎの役員をおく。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 理事 若干名
4. 会計 1名
5. 会計監査 1名

【役員を選出】

第7条 役員を選出は次のとおりとする。

1. 会長は愛知県立高等学校長会における視聴覚教育担当理事の学校長がこれにあたる。
2. 副会長および理事は、名古屋・瀬戸、尾張、知多、西三河、東三河、名古屋市立の6ブロックにおける公立高等学校長会の視聴覚教育担当の学校長および加盟団体の代表がこれにあたる。
3. 会計は会長が委嘱する。

【役員の仕事】

第8条 この会の役員の仕事は次のとおりとする。

1. 会長はこの会を代表して業務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代行する。
3. 理事はこの会に関する事項について審議する。
4. 会計はこの会の会計業務を処理する。
5. 会計監査はこの会の業務を監査し理事会に報告する。

【役員の仕事】

第9条 役員の仕事は1年とする。ただし、再任を妨げない。
(2) 役員に欠員が生じたときは、これを補充する。ただし、その場合の仕事は前任者の残りの期間とする。

第4章 会議

【会議】

第10条 この会の会議はつぎのとおりとする。

1. 総会
2. 理事会

第11条 総会は加入校代表1名をもって構成し、毎年1回実施する。ただし、理事会をもって総会にかえることができる。

第12条 理事会は会長、副会長、理事、会計、会計監査をもって構成する。

- (2) 理事会は会長が招集し、この会に関する事項を決定する。

第13条 会議の議事は、出席者の過半数をもって決定する。

第5章 事務局

【事務局】

第14条 この会の諸活動を円滑に行うため事務局をおく。

- (2) 事務局はこの会の諸事業を行う。
- (3) 事務局はNHK杯全国高校放送コンテスト実行委員との連絡・調整を行う。

【事務局長・事務局員】

第15条 事務局に事務局長1名および事務局員若干名をおく。

- (2) 事務局長および事務局員は6ブロックおよび加盟団体より選出し、会長が委嘱する。ただし、再任を妨げない。

第6章 会計

【会計】

第16条 この会の経費は次のとおりとする。

1. 愛知県内の高等学校および特別支援学校の会費1000円(年額)をもってあてる。
2. 加盟団体の分担金およびその他をもってあてる。

【予算および決算】

第17条 予算および決算は理事会の承認をうけるものとする。

【会計年度】

第18条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第7章 規約改正

【規約改正】

第19条 この規約改正は理事会の議決を受けるものとする。

第20条 この規約に必要な細目は別に理事会で定める。

【附則】

1. 本規約は平成25年4月23日から施行する。
2. この会の会計は解散した愛知県高等学校視聴覚教育研究会および愛知県公・私立高等学校視聴覚教育研究協議会の事業および会計を引き継ぐものとする。
3. この会は平成28年4月1日より、愛知県高等学校視聴覚ライブラリーの事業および会計を引き継ぐものとする。
4. 改正平成26年5月28日、平成26年5月28日、平成28年5月19日